

新型コロナウイルス感染症 令和6年4月以降の対応について

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更された。厚生労働省通知により令和6年3月までは通常の医療提供体制への移行期間とされ、令和6年4月以降は通常の体制となる。これを受け、本市では以下の体制に変更する。

3月まで	4月以降
① 健康相談ダイヤル	
専用ダイヤルで受付 ・ 受付時間：毎日9時～17時30分 ・ 17時30分～翌9時は兵庫県のコールセンターを活用 (実績：16,503件(令和5年4月1日～令和6年3月10日))	各区保健センターでの電話受付に移行 ・ 受付時間：平日8時45分～17時30分 ・ 兵庫県のコールセンターは終了 ・ 後遺症相談ダイヤルは令和5年10月に各区保健センターへ移行済み
② ワクチン接種	
【接種対象者】 生後6ヶ月以上 【接種時期】 ・ 高齢者や基礎疾患が有る者等は、春夏接種と秋冬接種の年2回 ・ それ以外の者は秋冬接種の年1回 【接種時の自己負担】 無料	【公費助成の接種対象者】 ・ 65歳以上の者 ・ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するもの 【接種時期】 年1回、秋冬を想定 【接種時の自己負担】 未定

3月まで	4月以降
③ 高齢者施設・障害者施設の検査	
職員への定期的検査	
<p>通所・入所施設、訪問事業所において、週2回、直接処遇職員等に対して抗原定性検査キットによる検査を実施 (実績：774,472件(令和5年4月1日～令和6年2月29日))</p>	終了
陽性者発生施設での検査	
<p>陽性者が発生した施設において、施設の意向を確認のうえ、同一フロアの方等に対して抗原定性検査キットによる検査を実施 (実績：328件(令和5年4月1日～令和6年2月29日))</p>	終了
④ 入院調整	
<p>令和5年5月8日～9月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽症・中等症患者 医療機関間で入院・転院を調整 ・ 重症患者 保健所が入院・転院を調整 (保健所による調整実績：11件) 	同左
<p>令和5年10月1日～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、医療機関間で入院調整を実施 ・ 入院調整困難時は保健所が支援を実施 (保健所による調整実績：0件) 	

3月まで	4月以降
⑤ 医療機関への病床確保料	
<p>感染状況に応じたフェーズ、即応病床に応じて、病床確保料を国が支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象範囲：重症・中等症Ⅱの入院患者 	<p>終了</p> <p>※新型コロナを含む感染症患者への診療は令和6年度より診療報酬上措置され、恒常的な感染症対策となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 発熱患者等への外来診療に加算（+20点/回） ➤ 特に感染対策が必要な感染症（新型コロナ含む）の患者入院の管理を評価 <ul style="list-style-type: none"> ① 入院加算の新設（+100～200点/日） ② 個室加算の拡充（+300点/日） ③ リハビリに対する加算の新設（+50点/回）
⑥ 患者への公費支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ治療薬は、医療保険の自己負担割合の区分ごとの自己負担とする <ul style="list-style-type: none"> ➤ 自己負担1割の方：3,000円 ➤ 自己負担2割の方：6,000円 ➤ 自己負担3割の方：9,000円 ・入院医療費は、高額療養費制度の自己負担限度額から原則1万円を減額 	<p>終了</p> <p>※他の疾病と同様に、高額療養費制度が適用されることにより、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱いとなる</p>